

## 事業主 年末調整の持ち物リスト

- 前年（令和5年分）の源泉徴収簿・納付書
- 源泉所得税の納付書（未使用分）
- 総括表（各市区町村から送付されてくる用紙）
- 中途入社 of 従業員・パートがいる場合は入社年月日
- 中途退社 of 従業員・パートがいる場合は退職年月日
- 定額減税各人別控除事績簿

### 納期の特例の場合（1～6月分を7月10日までに納付している方）

- 源泉徴収簿（前半に作成した令和6年1～6月分源泉徴収簿に7～12月分を記入してください）
- 源泉所得税の納付書（令和6年1月～6月分）で、領収印があるもの

### 毎月納付の場合

- 源泉徴収簿（令和6年1月～12月分の給与、源泉税等を源泉徴収簿に記入してください）
- 源泉所得税の納付書（令和6年1月～11月分）で、領収印があるもの

〈お願い〉専従者、従業員等の持ち物について、記入もれ等のないよう、ご確認をお願いします

## 専従者・従業員・パート等 年末調整の持ち物リスト

- 「令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」
  - 「令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」
  - 「令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書」
    - ①国民年金、国民年金基金 控除証明書
    - ②生命保険料控除証明書
    - ③地震保険料・旧長期損害保険料控除証明書
    - ④小規模企業共済払込証明書

※①～④は証明書が必要です（証明書がないと控除する事が出来ません）

  - ⑤国民健康保険料、介護保険料 **注** 1/1～12/31に支払った金額  
（令和6年1月1日～12月31日までの間に、口座から引落された金額、または窓口で支払った金額の合計保険料）
- ※2
- （特定増改築等）住宅借入金等特別控除がある方
    - ①給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書（対象者には税務署より送付）
    - ②借入をした金融機関等の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（令和6年12月31日現在の残高を証明するもの）
  - 中途入社（令和6年1月1日以降）で前職がある場合、前職の源泉徴収票
- [注意] 前職の源泉徴収票がない場合、各自（従業員さん）で確定申告をすることになります。

※2 必要な書類は、国税庁のホームページからダウンロードしてください 各種申告書・記載例（扶養控除等申告書など）



～本年は、定額減税に関する年調事務を行う必要があります～

令和6（2024）年6月から12月まで定額減税が実施されています。令和5年までとは異なり、令和6年分は年末調整時点の定額減税の額を算出し、年間の所得税額の計算を行います。

※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください

▶定額減税の詳細については  
「定額減税特設サイト」



▶年末調整に係る定額減税の概要については  
「昨年と比べて変わった点（定額減税）」

